

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貸切	令和6年7月17日	有限会社飯綱ハイヤー (法人番号 4100002005818) 代表者 松橋竹志	長野県上水内郡飯 綱町大字倉井2045 番地5	本社営業所	長野県上水内郡飯 綱町大字倉井2045 番地5	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	道路運送法(以下「法」) 第9条の2第1項及び法第 27条第3項	令和5年10月5日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3)業務の記録義務違反(運輸規則第25条第2項)、(4)運行指示書の作成等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(5)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)運転者に対する指導監督に係る記録一部記録なし(運輸規則第38条第1項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。